

図郭に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和 7 年 3 月末日現在

総括図

東京都市計画地区計画
世田谷西部地域宇奈根地区地区計画〔世田谷区決定〕

世田谷西部地域宇奈根地区

凡 例	
地 域 地 区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	商業地区(高度利用地区)
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等、建蔽率・容積率 敷地面積の最低限度	
A	高度地区等 (記入のないところは無指定)
B	準高度地区 (101㎡未満の敷地面積)
C	準高度地区 (101㎡以上の敷地面積)

防火地域の指定	
	防火指定なし (2重枠)
	準防火地域
	防火地域

都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域	
指定区域	市街化区域全域※
対 象	敷地面積300㎡以上 における建築行為

日 影 規 制	
3.0	日影規制時間
4.0	日影規制時間
5.0	日影規制時間

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以东)、環状7号線の一部片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。

本図に示す地域地区等の計画図は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものではありません。また掲載されている情報以外にも、その他規制がある場合がありますので、詳細については東京都都市整備局または、世田谷区役所(各総合支所づくり課)に備え置く指定図で確認してください。日影規制の詳細については、世田谷区役所(各総合支所づくり課)で確認してください。

この図は、「世田谷区総合計画(マスタープラン)」を基に作成したものです。
[世田谷区総合計画(マスタープラン)]の著作権は、世田谷区(株)に帰属します。

東京都都市計画第15-12号(1997)191号(国)仲見良子デザイン